

ロビー入金機利用規定

(令和1年9月1日現在)

1. (ご利用目的)

ロビー入金機(以下「入金機」という)を利用して現金(紙幣・硬貨)を計数、収納したうえで、窓口にてご預金への入金取引等の処理を行います。

入金機の利用時間は、窓口営業時間とします。

2. (ご入金できるもの)

本人名義の口座への入金処理に伴う現金のみを入金いただけます。

※証券類、傷んだ紙幣や硬貨等、入金機で収納できないものは除きます。

3. (ロビー入金機カードの貸与)

入金機を利用する場合に使用するロビー入金機カード(以下「入金機カード」という)を貸与します。

4. (ご利用方法)

- (1) 入金機カードを使用して操作手順により入金機の操作を行ってください。
- (2) 現金投入口に現金を投入し、計数終了後画面表示される入金額を確認のうえ、「確認」キーを押下してください。
- (3) 操作終了時に入金機から出力される「受付票」と「入金機カード」を受け取ってください。
- (4) 受付票に記載の「お名前」を窓口からお呼びしますので、受付票および伝票・通帳等を窓口に提出してください。窓口でご入金記帳等の処理をさせていただきます。

5. (現金の授受)

- (1) 当行との現金の授受は、現金計数後、確認キーを押下した時点で発生するものとします。
- (2) 入金機への入金額は、確認キーを押下した際に入金機の画面に表示の入金額とします。

6. (入金機カードの紛失・破損・盗難等)

「入金機カード」の紛失・破損・盗難等の場合には、ただちに当行ご利用店に届け出てください。

7. (免責事項)

入金機の利用にあたり、以下の損害については当行は責任を負いません。

- (1) 現金または「受付票」の取り忘れにより生じた損害、その他当行の責によらない事由により生じた損害。
- (2) 「入金機カード」または「受付票」を紛失・毀損・盗難等の場合、届出の前に生じた損害。
- (3) ロビー入金機による現金収納後に、お客様が窓口で入金手続を行わなかった場合に生じた損害。

8. (解約)

この契約は、お客様または当行の都合によりいつでも解約することができます。この場合には、当行が貸与した「入金機カード」はただちに返却してください。

9. (譲渡・質入等の禁止)

「入金機」を利用する権利、ならびに「入金機カード」は、譲渡・転与または質入することはできません。

10. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上